

分析試験のご依頼に際して(利用規約)

本内容は、公益財団法人日本油脂検査協会（以下、「本会」という）に分析試験をご依頼されるご依頼者様より受託される分析試験に適用する基本的な合意事項となります。

ご依頼される際は必ずご一読いただきますようお願い申し上げます。

なお、下記の内容については、必要に応じて変更することがございますので、分析試験をご依頼の際には本会 HP の最新の規約等をご参照ください。

1. 分析試験のご依頼

- (1)本会が試験目的、試験方法、検体等に不適切と判断する内容の分析試験については、ご依頼に応じられません。また、供試品がご依頼者のものでない場合は、ご依頼に応じられません。
- (2)ご依頼後、不適切であることが判明した場合については、分析試験を中止いたしますが、その場合においても原則として分析試験手数料を徴収させていただきます。

2. 分析試験の機密保持

- (1)本会は、分析試験によって知り得た情報及びその過程で知り得た情報をご依頼者もしくはご依頼者のご指定された者以外には提供又は開示致しません。

3. 分析試験の検体

- (1)検体については無償でご提供いただきます。
- (2)検体が試験を実施するうえで危険と判断した際は、ご依頼に応じられない場合があります。また、本会が当該検体により人的もしくは物的な被害又は損傷を被った場合は、損害賠償を請求させていただくことがありますので検体についてご不明な点は予めご相談ください。
- (3)検体によって分析が難しいと判断した場合は、ご相談させていただきます。
- (4)検体は、原則として返却致しません。検体は、試験終了後約 1 ヶ月後に本会にて破棄させていただきます。返却をご希望の場合は、予め分析試験依頼書にご記入ください。
なお、返却の送料はご依頼者のご負担とさせていただきます。

4. 分析試験契約の締結

- (1)本会は分析試験依頼書及び検体を受領後に、預り証を発行させていただきます。預り証は、原則 FAX にて送付いたしますので、預り証の受領をもって分析試験契約の締結となります。預り証の記載内容又は規約等に疑義やご質問がある場合は、必ず事前に本会にご連絡くだ

さい。

5. 証明書発行予定日

(1) 預り証に証明書発行予定日を記載いたします。

分析試験の状況により証明書発行予定日が遅れる場合があります。

6. 分析試験手数料

(1) 分析試験は、有料となります。

分析試験手数料は、分析項目に従って標準料金が定められています。

(2) 至急扱いの場合の手数料は、通常料金の1.5倍になります。

(3) その他、分析以外の作業が発生した場合には、別途料金をいただく場合があります。

(4) 初めてのお取引の際は、通常料金を前金で申し受け、料金並びに検体を受領してから分析に着手いたします。

(5) 2回目以降のご依頼の際は、原則分析試験終了後に分析試験証明書と共に請求書を発行しますので受領後、料金のお支払いをお願いいたします。

(6) 銀行振込等お支払いにかかわる手数料はご依頼者のご負担とさせていただきます。

7. 分析試験証明書等の掲載物の引用・転載

(1) 本会の情報公開及び試験証明書の内容を他に引用し、掲載する場合は、著作権法の著作物とはならないため、本会の承諾等の必要性はありませんが著作権法に基づく引用の規定に従って使用してください。

① 引用の主従関係の明確性…引用される情報は補足でなければならない。

② 引用部分の区分明瞭性…オリジナル部分と引用部分とが明確に区別されてなければならない。

③ 引用の必要性…中身である文章について、引用の必要性がなければならない。

④ 出典元の明記…本会の名称を付して掲載する場合は、以下の表現を用いること。

なお、「試験」を「分析」又は「検査」に置き換えることができる。

a) 「試験依頼先 公益財団法人日本油脂検査協会（令和〇年〇月発行）」

b) 「試験機関 公益財団法人日本油脂検査協会（令和〇年〇月発行）」

c) 「公益財団法人日本油脂検査協会試験（令和〇年〇月発行）」

d) 「公益財団法人日本油脂検査協会（令和〇年〇月発行）」

⑤ 出展内容の改変…原文の意味や趣旨が変わって伝わるような恣意的な要約は違法となる。また、以下の点も留意して引用すること。

a) 開示により得た情報を適正に用いて、個人に関する情報及び目的外での利用、公開がされることのないよう最大限の配慮をすること。

- b)安全性または優位性を本会が保証していると誤解させる、または誤認させる可能性のある表現を用いないこと。
 - c)試験証明書の引用において、自己に都合の良い数値、または項目だけを選択して利用しないこと。
 - d)試験証明書に記載された数値に基づいて換算値を表示する場合は、換算結果について自己責任において表示し、さらに換算値であることを「自社換算値」、「当社換算値」等により明示すること。
 - e)試験証明書に記載された数値を表示し、本会の名称を記載する場合は、活字の表示方法、活字の大きさ等において、強調する表現を用いないこと。
また、本会の名称を直接的に表示しないが文脈等で試験した機関が本会であることが容易に連想又は類推できる表現を用いる場合も同様となる。
- (2)本会の情報公開及び試験証明書の内容を他に転載し、掲載する場合にも、著作権法に基づく引用の規定に従って使用してください。
- (3)本会が、上記に(1)及び(2)に規定する目的以外での使用が明らかであると判断した場合において、掲載等の使用を禁止した際は、速やかにその掲載について中止等の措置を講じてください。
- (4)本会は、掲載者が掲載した内容についての直接の問い合わせには原則対応いたしません。
また、当該掲載内容に関し、依頼者と第三者等との間において問題が発生した場合においても当協会は一切の責任を負わず、関与いたしません。
- (5)上記(1)～(4)の定めによらない情報公開及び試験証明書等を使用した掲載物により、起因する紛争又は経済的負担等に関し、本会の重大な過失がない限り一切の責任を負いません。
また、本会の名誉、信用等が傷つけられた場合には、法令の定めるところに従い、損害賠償を請求させていただくことがあります。

8. 分析結果の利用

分析結果については、公表及び公開は致しません。

なお、本会の蓄積データとして利用させていただきますことを予めご了承ください。

9. 個人情報の取扱い

ご依頼者の個人情報は、公表及び公開並びに開示することは致しません。

以上の事項に関して、疑義もしくはご質問がある場合には、必ずご依頼いただく前に本会にご連絡いただきますようお願い申し上げます。

ご連絡のない場合、全ての事項に同意したものとさせていただきます。